

「働き方改革」

いよいよ本格化。
どのようなお取り組みがされていますか？

2018年6月29日に「働き方改革関連法」が成立しました。
「長時間労働の是正」や「働き方の柔軟化」などが要点です。

「働き方改革」を巡る動き

16年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」がまとまる

16年9月 「働き方改革実現会議」の発足

17年3月 「働き方改革実行計画」がまとまる

1. 非正規雇用の処遇改善
2. 賃金引上げと労働生産性向上
3. 長時間労働の是正
4. 柔軟な働き方がしやすい環境整備
5. 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進
6. 外国人材の受け入れ
7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備
8. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実
9. 高齢者の就業促進

18年6月 「働き方改革関連法」が成立

- 残業時間の上限規制(大企業19年4月、中小企業20年4月)
- 有給5日の取得ルール(19年4月)
- 同一労働同一賃金(大企業20年4月、中小企業21年4月)
- 脱時間給制度の導入(19年4月)など
- 残業代の割増(中小企業23年4月) ※60時間超の割増+50%の適用

19年4月～

東京海上グループの「健康経営※・健康管理」の取組み



5年連続で選定!

「健康経営銘柄」は業種ごとに選定されますが、保険業では東京海上ホールディングスが5年連続で選定されております。

※「健康経営」とは従業員の健康保持・増進の取組みが将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践することです。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

東京海上グループ健康憲章

社員の働きがいを高め、経営理念の実践と企業価値の向上を追求し続けるためには、社員とその家族の心身の健康が重要であり、東京海上グループは、以下の観点から取組みを推進します。

- 一人ひとりが、健康をかけたがえのないものとして大切に、主体的に健康増進に努めます。
- 健康への投資を行い、健康増進に積極的に取り組む環境と企業風土を確固たるものとし、継承していきます。
- お客様や地域・社会における健康増進への取組みを支援することにより、社会課題の解決につなげ、健康で豊かな未来の実現に貢献します。

取締役社長 グループCEO

「健康経営」の取組み事例は裏面をご覧ください

皆様の「健康経営度」をセルフチェックしてみませんか？

健康経営優良法人2021(中小規模法人部門)の認定要件である必須項目と選択項目を掲載しています。

必須項目

<input checked="" type="checkbox"/> 健康宣言の社内外への発信	<input checked="" type="checkbox"/> 経営者自身の健診受診	<input checked="" type="checkbox"/> 健康づくり担当者の設置	
<input checked="" type="checkbox"/> 保険者への40歳以上の従業員の健診データの提供	<input checked="" type="checkbox"/> 健康課題に基づいた具体的目標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 受動喫煙対策	<input checked="" type="checkbox"/> 法令順守・リスクマネジメント

選択項目

(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	① 定期健診受診率(実質100%) <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●2019年度もしくは2020年度の定期健康診断受診率が100% ●受診率が95%以上で未受診者に受診勧奨している場合も可 <p>・定期健診:労働安全衛生法(以下、安衛法)66条の一般定期健診 ・実質100%:健診直前の長期病気休職者や一年を超える海外赴任者等を除く</p>	② 受診勧奨の取組み <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●イントラネット、掲示板、朝礼・会議等での再検査や精密検査の受診勧奨 ●メールや文書等でのがん検診等、任意検診の受診勧奨 ●がん検診等、任意検診に要する時間の出勤認定や特別休暇認定付与 	③ ストレスチェック実施(50人未満の事業場) <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●50人未満の全ての事業場におけるストレスチェックの実施(50人未満事業場がなく、50人以上の事業場で実施している場合も可) <p>・ストレスチェック:安衛法66条10の心理的負担の程度を把握するための検査等</p>		
	(2) 健康経営の土台づくりとワークエンゲイジメント	④ 管理職又は従業員への教育機会の設定 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●管理職又は従業員への1年度に1回以上の研修(e-Learningを含む) ●個人に届く方法にて全従業員に対して1か月に1回以上の定期的な情報提供 	⑤ 適切な働き方実現 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●残業の事前申告制度 ●定時消灯日・退出日(ノー残業デー等)の設定等 ●任意のタイミングで取得できる有給の特別休暇制度(お盆・年末年始休暇、慶弔休暇は除く) 	⑥ コミュニケーションの促進 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●従業員のコミュニケーション促進を目的としたイベントの実施(社員旅行・運動会・誕生日会)、外部機関主催のイベント等への組織としての参加や、参加の働きかけ(地域清掃・ボランティア・地域祭り) ●就業時間内のコミュニケーション促進させる社内での取組み(サンクスカード・あいさつ月間) 	⑦ 病気の治療と仕事の両立の促進(⑭以外) <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●傷病をかかえる従業員及び配慮や支援を行う管理職及び周囲の同僚の相談窓口の設置および周知(社内窓口・保険の付帯サービスの活用等) ●病気の治療と仕事の両立に向けた面談の実施 ●保険加入による治療費や休業補償等の金銭補助(健康保険組合からの一時金は除く)
	(3) 心と身体の健康への具体的な対策	⑧ 保健指導の実施又は特定保健指導の実施機会 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●協会けんぽの保健指導を活用する ●特定保健指導の指導時間の就業認定や実施場所を提供する <p>・保健指導:安衛法66条7の努力義務 ・特定保健指導:保険者の保健師等が特定健診(メタボ健診等)の結果から特定者の生活習慣を見直すサポートを行う</p>	⑨ 食生活の改善の取組み <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機の各飲料におけるカロリー情報・栄養素の表示による健康に配慮した飲料の摂取を促進させる働きかけ ●健康に配慮した食事・飲料の現物支給 ●食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポートの実施 	⑩ 運動機会の増進の取組み <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●運動奨励活動(歩数計の配布、歩行奨励・表彰等)の実施や、アプリ提供などの運動促進のためのツール提供 ●スポーツイベントの開催・参加促進 ●職場における体操の実施(ラジオ体操、ストレッチなど) 	⑪ 女性の健康保持・増進に向けた取組み <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●婦人科健診・検診の受診勧奨・受診しやすい環境整備(婦人科健診・検診の受診に対する休暇または就業時間認定の設定など) ●女性の健康課題等に関する理解促進のための研修・セミナーの実施
		⑫ 感染症予防対策 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●風しんやインフルエンザ等の予防接種の費用負担(一部負担でも可) ●感染拡大時の事業継続計画の策定 ●全ての事業場における感染症予防環境の整備 	⑬ 長時間労働者への対応 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●一定の基準(月80時間以下)を超えた長時間労働者に対して、 ●人事・労務担当者と本人の面談 ●管理職に対する人事・労務からの面談・指導 ●本人の業務負担の見直し、勤務時間の制限 	⑭ メンタルヘルス不調者への対応 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルスに関する相談窓口の設置 ●復職後における定期的な面談・助言の実施 ●治療に配慮した「時間単位年次休暇制度」「時差出勤制度」「在宅勤務」などの休暇制度、勤務制度の整備 	⑮ 健康経営の取組みに対する評価・改善 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ●健康経営の各種イベント・施策について、参加人数や参加率を把握し、改善に繋げている。 ●生活習慣改善に向けて、禁煙の取組みを推進し、喫煙率の改善に繋げている。

※選択項目は、(1)が①～③のうち1項目以上、(2)が④～⑦のうち1項目以上、(3)が⑧～⑭のうち3項目以上を満たし、かつ①～⑮のうち6項目以上を満たす必要があります。

※認定基準等の詳細は、経済産業省(ホームページ:www.meti.go.jp)の「健康経営優良法人認定制度」でご確認ください。

【連絡先】



東京海上日動
東京海上日動あんしん生命

※サービス、保険内容でご不明な点がございましたら代理店または保険会社にお問合せください。